

開催報告

腹の底から笑える?! 消費者被害防止イベント 笑って・学んで・ダメされません!!



日時：平成28年 3月25日（金）
13：30～16：00

会場：

参加実績：合計149人（実行委員15名含む）

主催：墨田区実行委員会、東京都生協連、東京都

後援：墨田区

主催構成団体：あしたば（墨田区消費者団体連絡会）、コープみらい、
東京南部生協、TOKYO 消費者行政充実ねっと

協力団体：パルシステム東京、NACS東日本支部、全国消費生活相談員協会

◆プログラム◆

- 13：30 開会 開会挨拶
- 13：40～ 相談員さんのお話
- 14：00～ 講演
- 14：30～ クイズ
- 14：45～ リラックスタイム
- 15：00～ 落語
- 15：55～ 閉会挨拶
- 16：00～ 閉会



司会：花本 純子さん
（コープみらい）

墨田区より挨拶

高橋 政幸 さん
（墨田区生活経済課 課長）



開会挨拶

阿久澤 八代 さん
（墨田区消費者団体連絡会 あしたば）



東京都と東京都生協連との協働事業を墨田区で
開催する事ができたこと、また多くの皆さまに
ご参加頂き本当にありがとうございます。
今日はたくさん笑いながら、ダメされないよう
に学びましょう。

たくさん参加、ありがとうございます。
参加者が多いという事は、墨田区の方は消費者意
識が高い方が多いという事で、嬉しく思います。
今日は楽しく学びあいましょう。

講演「あなたも狙われている！悪質商法の“手口”と対処法」

釜井 英法さん（弁護士） TOKYO 消費者行政充実ねっと

詐欺師は作戦を立てている！

★彼らが作戦のポイントとして
考えるのは？

●警戒心を解く

- ◆公的機関を装う ◆最近の話題を用いる
- ◆優しい言葉 ◆知人を利用する
- ◆「安い」「無料」「見るだけでいい」
というような言葉

●対象者の情報を利用する

- ◆原野商法、訪問販売、電話勧誘等の被害者
- ◆「名簿」の存在と悪用
- ◆相手の「負い目」や「優しさ」を利用した勧
誘をする ◆家族関係に応じたシナリオを作る

●冷静な判断をできなくさせる=精神的に動揺 させる、あわてさせる。

- ◆家族からの助け、相談を装う
- ◆落度・失敗を責める。ex)逆ギレ

●最後の詰め

- ◆第三者に相談させない。
- ◆早く決断させる。決断を迫る。ex)法の華



■対処法は？=「彼らがしてもらいたくないこと」は？

- 自分の情報を伝えない・電話番号、住
所、家族構成、メールアドレスなど→話
をするきっかけがつかめない。
- 訪問を受けない。話し込まない。→自分
たちのシナリオに入っていけない。

■予防法は？

- 仲間、友達を作る！
- いろいろな世代と。いつでも連絡できる関係を作っ
ておく。
- 交流できる場を作る、参加する！
・地域のいろいろなネットワーク（老人会、自治会、
消費者団体、趣味の会、生協、福祉・介護関係の団
体・行政、学校など）に顔を出す。
- 消費者センターは交番よりも頼りになるよ！
弁護士会の法律相談、法テラス相談も！



リラックスタイム『歌と体操』

コープみらいの皆さん

指先や腕の組み合わせ方でちょっとした脳トレ
にもなる体操で、カラダと頭をほぐしました。
みなさん楽しんでいました。



事例報告『墨田区ではこんな手口が増えてます』

お話：阿部 美雪さん（すみだ消費者センター消費生活相談員）

消費者被害は、マイナンバーや新電力契約など、消費者がまだしっかり理解してないであろう新しい取り組みなどをサギのネタにしやすいようです。マイナンバーはみなさんの手元に届いたから、最近では被害を聞かなくなりました。しかし、サギは次々新しい手を考えて騙そうとします。サギは消費者センターは嫌います。玄関に今日差し上げたマグネットを見えるように置いておくのもひとつの手です。今日の東京都の資料には他の防止方法も紹介されているので、ぜひ参考にしてください。



〇×クイズで消費者力アップ！

鈴木 春代さん（TOKYO 充実ねっと）

1. お店で買ったバッグ、家に帰ってからやっぱりいらなくなった。返品できる？→できない
2. 新聞契約、クーリングオフできる？ →できる
3. テレビショッピングで買ったもの、返品できる？→できない
自分で見て選んで契約したものは解約できない

クーリングオフは、訪問販売などの主として不意打ち性のある販売方法から消費者を守るために法定されている制度であり、消費者を保護する必要性のない場合は、クーリングオフ制度がないことをクイズで学びました。

クイズの答えは手を挙げて〇か×を答えました



落語「母に振り込むバラード」「おばあちゃんの日」 立川平林さん（落語家）

悪質商法注意啓発落語を積極的に公演し、2014・2015年には 警視庁より感謝状を授与された立川さん。

振り込め詐欺に絶対引っ掛からないと思っていた母親とその子どもとのやりとりや、架空請求や催眠商法に引っかかったおじいさん、おばあさんのやり取りに会場は何度も大爆笑。笑いを取りながらも悪質商法への注意を呼びかけました。「困った時は消費者センターに相談」という言葉が繰り返し出てきたことで消費者センターの周知にもつなげることができました。



安来節全国大会優勝の踊りも披露してくれました



閉会挨拶

国田 研二さん

（東京南部生協常務理事）

今日は落語や弁護士さんのお話、〇×クイズ、消費生活相談員さんのお話を通じて楽しく消費者被害防止について学べたと思います。今日のお話を参考にして被害防止につなげて頂けたらと思います。協働事業の予算で作成した消費者ホットライン188の番号入り啓発グッズ「ブックマークルーペ」もご活用ください。



アンケートより

- ・こんなに面白くためになるイベントは初めてです。ありがとうございました。
- ・各内容ともとても良かったです。体操も良かったです。とても勉強になりました。
- ・落語も講演もすべてよかったです。たいへん勉強になりました。またこのような落語が聞きたいです。
- ・自分で勘違いしていた事が〇×クイズでわかりました。楽しかった落語は大口あけて笑いました。
- ・とてもためになりました。ひらりんさんのどじょうすくいサイコー！！
- ・楽しみながら消費者被害について学べる良い企画であった。